ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011 『利益と害についてのケースブック』 2

ケーススタディー2-8:未成年者の治療

翻訳 宮脇佳世・瀧本禎之

R 夫人は彼女の夫と 5 人の子供たちと暮らしている。彼女の家は公共の水道が通っており、 飲水や料理に可能な水の供給はほかにない。

R 夫人はフッ素が水道に加わっていると抗議した。彼女は公共水道のフッ素は子供の齲歯を防ぐ目的であることは分かっていた。彼女の子供たちの齲歯予防に関しては、彼女は徹底した栄養が重要であると信じていると語り、彼女とその夫は子供たちの食事が健全な食べ物だけから構成されるよう注意を払っていた。

R 夫人は公共水道にフッ素を加えることを、親の権利の侵害であるという理由で反対した。彼女は子供たちのしつけに配慮することや、彼らのしつけの他の側面と同様に子供たちが何を食べて飲むべきかを決めることは彼女の務めであると信じていた。彼女は個人として、彼女自身の人としての真摯な意志の侵害であると異議を申し立てた。彼女は公共水道にフッ素を加えることは、子供の場合は投薬に等しいことであり、フッ素は大人にとってはどんな作用もないとされていても、彼女自身に対して害を及ぼす可能性があるように感じると抗議した。彼女はさらに、大量のフッ素は病気を引き起こし、フッ素は野菜、肉、シリアル、果物、魚、紅茶などのほとんどの食物に微量元素として存在しているとも付け加えた。フッ素が含まれる食物は130種類以上ある。

行政は給水を介してフッ素を供給し続けるべきか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

NO フッ素は130種類の食物にも含まれている。給水を介してフッ素を供給することは、フッ素の量をコントロールできないため、さらに示唆されたように大量のフッ素は危害を及ぼす可能性があるため、有益ではない。そのため、フッ素を給水に加えることは有益ではない。

YES フッ素は公共に、とりわけ子供たちに有益であることが証明されている。子供の歯において、フッ素は発生期のエナメル質に結合し、よくある病気のうちのひとつである齲歯の発症を遅らせたり、ある程度防いだりする効果がある。

本ケースについてのノート

判決

このケースは最高裁判所で審議され以下のよう判決がなされた。現代社会では、公的な給水の提供は社会の義務であり、もしこの水に健康に良い元素が含まれていない場合において、公共の健康に害を及ぼしたり危険にさらしたりせずにこの不足を補うことは、社会的義務とはいわないまでも、権利であると判決した。食品や水に不足元素を添加することや、潜在的に害のある元素を取り除くことがよいことは、よく知られており、広く実施されている。有益であることが示されている場合は全て、水は塩素化され、塩にはヨウ素が添加され、マーガリンにはビタミンが添加され、小麦粉は栄養価が高められている。

齲歯は目新しいものではない。代々引き続いて悪影響があり、もし対策がとられなければ、 悪影響は継続する。このようなタイプの危険に対しては、行政には市民を守る権利だけで なく義務が生じる。この齲歯の問題に対して、政府は公共水道をフッ素化することを選ん できた。R 夫人は、この方法が最適で、確かに唯一効果的な方法であることを示す証拠に対 して反論できなかった。この方法は、身体機能を損なわせたり、普通の人が認識できたり するようなものではない程度の身体組織への最小限の障害しか来さないことは疑いようが 無い。裁判所は、R 夫人の居住地域の範囲のフッ素化された水が、当該地域の人の身体全体 や健全性に変化をきたさないことは明らかであると述べた。そのため、このフッ素化した 水の摂取は、R 夫人とその子供たちの身体の安全を侵害する行為でもなく、尊重していない ことでもないと述べた。

ディスカッション 未成年者の治療

国は市民の安全や健康を保証すべく、諸々のレベルで機能している。この活動は国の市民に対する責任のひとつであり、『生命倫理と人権の世界宣言』の第 14 条に、以下のように述べられている:

国民の健康と社会的発展の促進は政府の中心的目的であり、社会の全部門が共有するものである。

多元的民主主義の社会では、個人は、保護される権利があり、個人の願望を現実化することが可能である。しかし、時々、公共の利益は個人への危害よりも重要になる一このような場合、我々は全体としての公共の利益を求め続け、個人に一定の対価が発生する(例えば:解決のために個人が自らのお金をやむを得ず支払う)としても、個人的な解決方法を見つける努力をする傾向がある。個人と個人に生じた危害は考慮されなければならないし、また一方で、公共全体に対する政府の介入による著しい利益を無駄にしてはならないことも我々は心に留めておかなければならない。

さらに、集団生活を可能にするために、個人の自由に対する譲歩が存在している。これらの制限により人々は自由に社会で生活することができる。たとえば、交通規則によtって、道路上のどこでも自由に運転するということはできない。しかし、結果として大混乱が避けられ、皆が自由に道路を運転できるようになる。

フッ素化した水の給水は、このような譲歩の例であるが、この公衆衛生の介入と他の介入 との間には奇妙な倫理的な違いがある。これらの問題を把握するためには、この水の論拠 とその他の納得のいく論拠と比較するとよい。

- ① 建築安全条例。この場合、健康と安全を保証するために自由が制限されるが、それにより直接身体的危害を被ることはない。本件での主張は公共の水を飲むことは危害の可能性があるということである。これは重要な差異である。しかしながら、建築のケースにおいても、影響を与えて悪い結果をもたらせる可能性もある。彼らには迷惑であろうが、彼らの家やその他の代替品などに対してもっと多くの支出が必要になるだろう。R 夫人の家族が公共水道の使用を避けると、同じような不便さと経費が出現する可能性がある。
- ② 感染症コントロールモデル。齲歯は多くの人に重大な健康に影響を与える健康問題であると考えると、強制的に個人の自由をなくすことは納得のできる譲歩だろう。しかしながら、これと水の論拠の違いは、感染症の論拠で制限される自由とは、公共の健康への脅威を与える人の自由をさし、介入による受益者の自由のことではない。R 夫人は彼女自身がそのような脅威になっていない。
- ③ 人口全員の健康を守るためにデザインされた百日咳ワクチンのプログラムは、とても恐ろしい病気に対して集団で免疫力をつけるために予防接種をした子供人口の十分に大きな割合に依存している。その予防接種を受けた多くの人たちは、予防接種を受けても受けなくても、いずれにせよ病気にかからなかったであろう。そういう意味では、予防接種を受けた人たちには、重篤な身体症状の恐れを小さくする効果を有した、不必要な

保健介入を受けてきた。これは価値のある自由の制約である。この保健介入はリスクを伴い、水道の事例よりももっとリスクがあるようにみえる。しかし、重要な違いは、個々の両親がこの予防接種のプログラムに参加しない自由があることである。この予防接種を行わない人が少ないうちは、集団免疫は損なわれない。もしこの予防接種のプログラムが吟味の対象だとしたら、R夫人はそのような一人になり得ただろう。しかしながら本給水事例では、R夫人の家でフッ素が含まれている公共給水を受けないという選択をする可能性はない。